

# 2021年8月度 広告相談レポート

## 1. 相談受付件数・相談者の内訳

8月度の全体の相談受付件数は計113件で、前月度と比較すると31件増（新車関係6件減、中古車関係30件増、その他7件増）、対前年同月比では37件増（新車関係2件増、中古車関係28件増、その他7件増）となっています。

相談者の内訳は、「広告代理店」からの問い合わせが全体の約27%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する問い合わせが約65%（20件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの問い合わせ（22件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する問い合わせが全体の約37%（42件）を占めています。

【相談者の内訳・2021年8月】

	新車関係	中古車関係	その他	計
相談者	43	57	13	113
広告代理店	21	9	1	31
メーカー系ディーラー	8	11	3	22
自動車関係団体	3	14	0	17
中古車専門店	3	14	6	23
中古車情報誌社	0	2	0	2
メーカー	7	1	0	8
新聞社	0	0	0	0
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	1	6	3	10

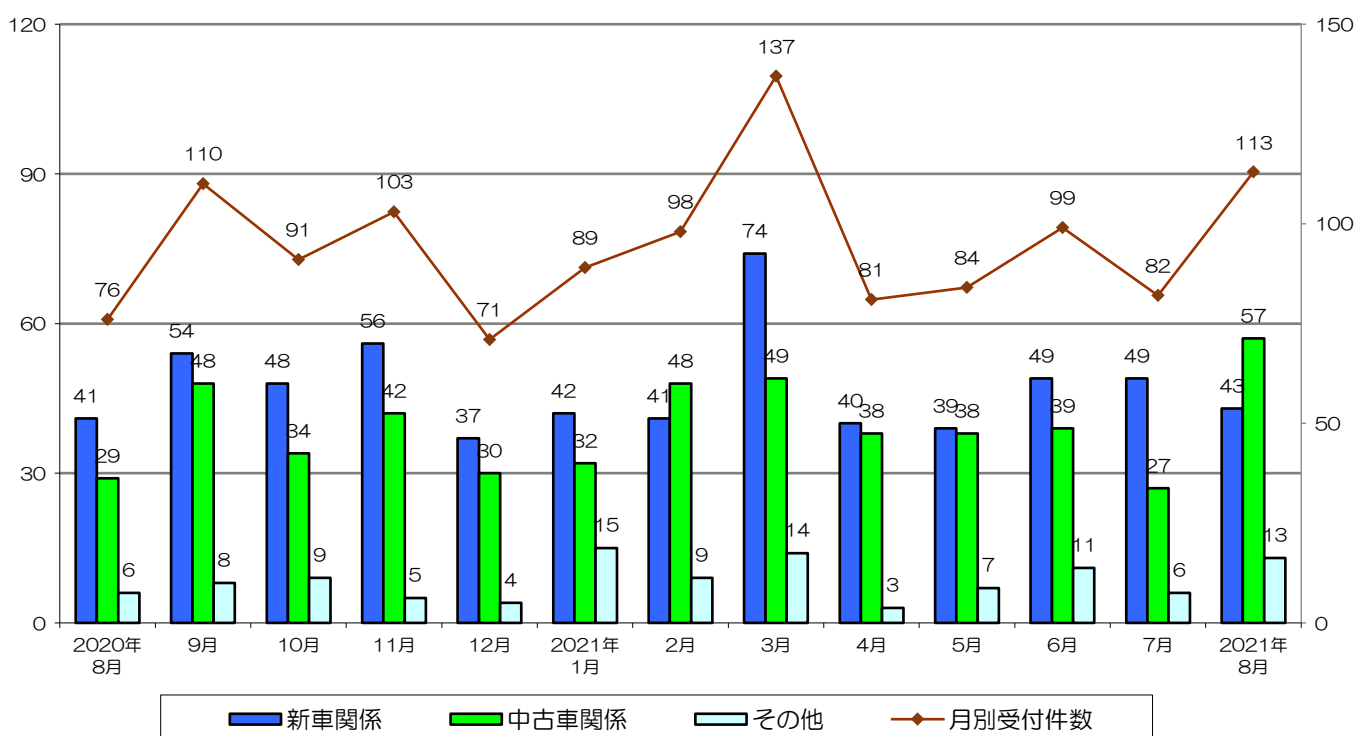


広告代理店からの問い合わせにおける広告主の内訳	
メーカー	5
メーカー系ディーラー	20
中古車専門店	3
その他	3

【相談受付件数の推移・2020年8月～2021年8月】

<車両区分別受付件数>

【月別受付件数】



## 2. 新車関係

新車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが37.5%、『下取関係』に関する問い合わせが15.6%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約53%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	32	74.4%	その他相談	0	0.0%
景品関係	11	25.6%	<b>合計</b>	<b>43</b>	<b>100.0%</b>

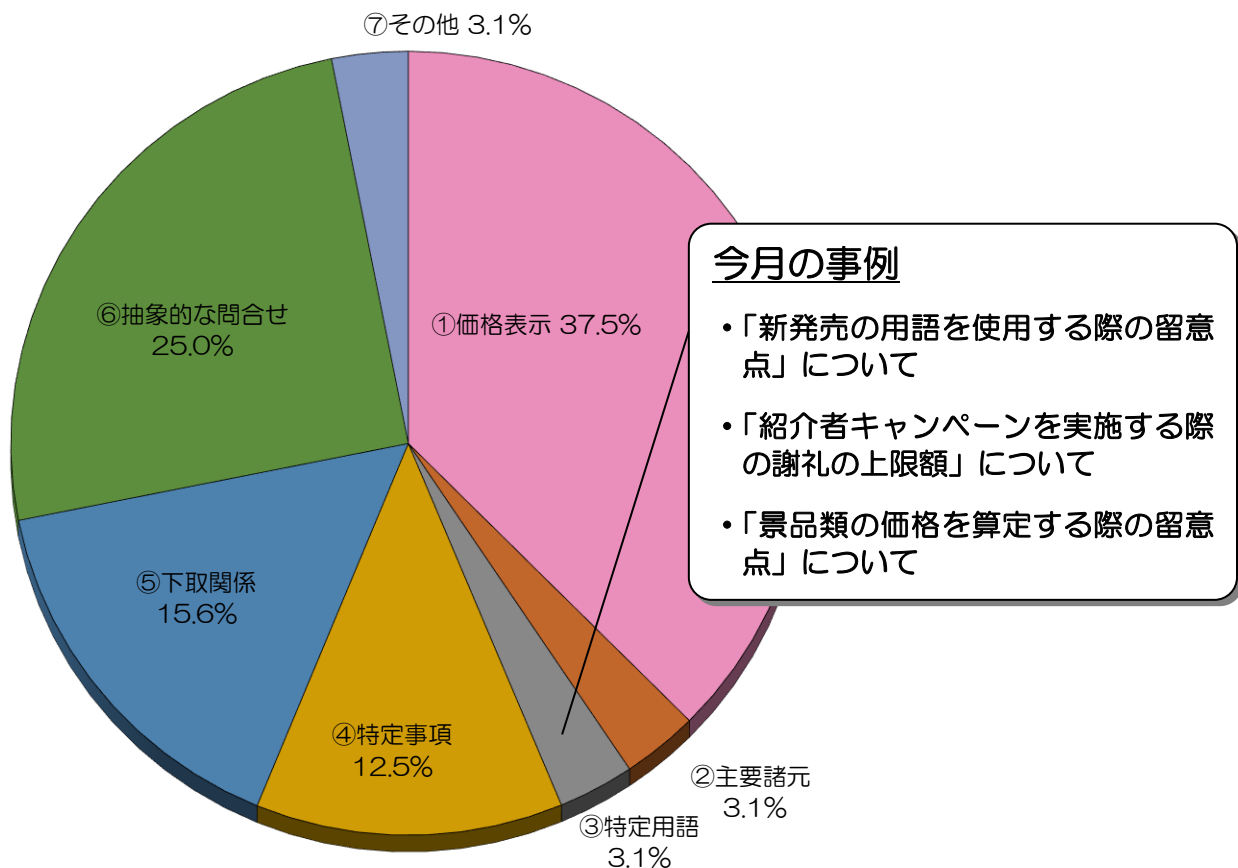
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>12</b>	<b>37.5%</b>	<b>④特定事項</b>	<b>4</b>	<b>12.5%</b>
表示方法	3	9.4%	燃費	1	3.1%
値引き表示	5	15.6%	安全・性能	2	6.3%
支払い総額	1	3.1%	特別仕様・限定	1	3.1%
割賦・リース	3	9.4%	<b>⑤下取関係</b>	<b>5</b>	<b>15.6%</b>
<b>②主要諸元</b>	<b>1</b>	<b>3.1%</b>	<b>⑥抽象的な問合せ</b>	<b>8</b>	<b>25.0%</b>
<b>③特定用語</b>	<b>1</b>	<b>3.1%</b>	広告表現の可否	6	18.8%
新発売等	1	3.1%	抽象的な問合せ	2	6.3%
			<b>⑦その他</b>	<b>1</b>	<b>3.1%</b>
			<b>合計</b>	<b>32</b>	<b>100.0%</b>

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	5	45.5%	期間延長	1	9.1%
一般懸賞(抽選等)	1	9.1%	抽象的な問合せ	3	27.3%
オープン懸賞・	1	9.1%	<b>合計</b>	<b>6</b>	<b>100.0%</b>

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔「新発売の用語を使用する際の留意点」について〕

Q. 半年前に発売を開始した車両ですが、今から半年後（発売開始から1年後）にマイナーチェンジすることが決まりました。引き続き、広告等で「新発売」の用語を使用しても問題ないでしょうか？

A. 「新発売」等の用語を使用できる期間は、「新型車発表後12か月です。ただし、モデルチェンジ、マイナーチェンジ等新型車の発表が予定される以前の6か月間は使用することができません。」（公正競争規約の新車に関する施行規則第15条）  
したがって、マイナーチェンジすることが決まった日以降、「新発売」の用語を使用することはできません。

〔「紹介者キャンペーンを実施する際の謝礼の上限額」について〕

Q. 過去に当社で新車をご購入いただいた方を対象に、新規顧客を紹介してもらい、その人が新車を購入した場合、紹介者に謝礼（現金）を差し上げる「紹介者キャンペーン」の実施を検討しています。紹介者に対する謝礼の上限額はいくらになりますか？

A. 過去も含め、自社との取引の有無にかかわらず、新車購入者を紹介してくれた人に現金等を提供する場合は「謝礼」に該当し、景品規制の対象となりませんが、今回の「紹介者キャンペーン」のように、紹介者を新車の購入者に限定した場合は、取引に付随しているため「景品類」となり、景品規制の対象となります。

景品類の価格は、景品類の提供が将来の取引が増えることを期待し行われるため、「紹介者キャンペーン告知後の取引価格」を元に算定しますが、今回の場合、紹介者は「過去に新車を購入いただいた方」であり、新たに車両の購入が条件ではありませんので、紹介者キャンペーン告知後の商品の購入額（取引価格）がユーザ毎に異なることから、来場者に対する総付景品と同様の扱いとなり、提供できる景品類の上限額は6,000円となります。

〔「景品類の価格を算定する際の留意点」について〕

Q. 来場者の中から抽選で液晶テレビをプレゼントする企画を検討しています。その際、家電ショッピングサイトにおける「期間限定特別価格」を景品類の価格としても問題ないでしょうか？

A. 景品類の価格については、近隣の店舗（家電量販店等）で通常販売されている価格（チラシ等に掲載の価格）や、ショッピングサイトで購入することが通常といえるのであれば、ショッピングサイトの販売価格等、提供を受ける人が、その景品類を通常購入する際の価格（市価）を基に算定することが必要です。

したがって、家電ショッピングサイトにおける期間や台数限定の特別価格、また、目玉商品等の廉価品の価格は、通常購入する際の価格（市価）とみなすことはできません。

### 3. 中古車関係

中古車関係の表示は、『価格表示』に関する問い合わせが18.4%、『必要表示事項』に関する問い合わせが34.7%となり、両項目で表示に関する問い合わせの約53%を占めています。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	49	86.0%	その他相談	7	12.3%
景品関係	1	1.8%	<b>合計</b>	<b>57</b>	<b>100.0%</b>

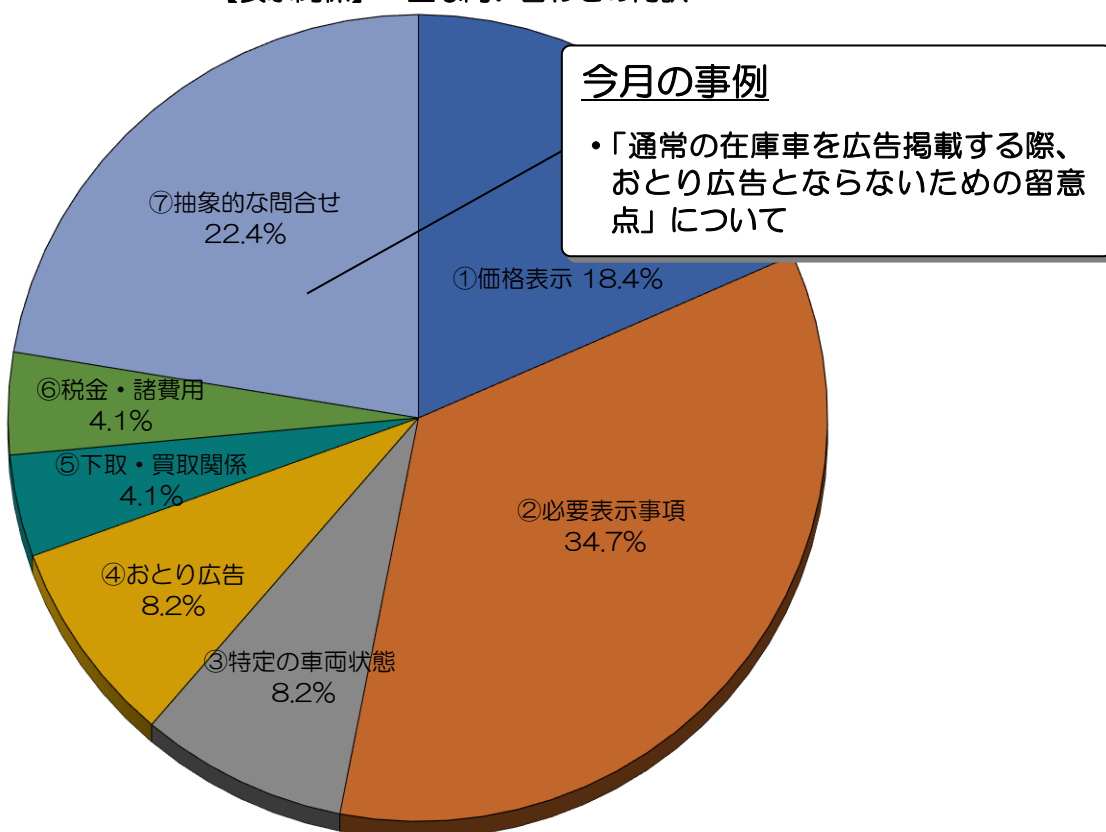
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
<b>①価格表示</b>	<b>9</b>	<b>18.4%</b>	リサイクル料金	1	2.0%
表示方法	1	2.0%	必要表示事項全般	6	12.2%
値引き表示	2	4.1%	<b>③特定の車両状態</b>	<b>4</b>	<b>8.2%</b>
支払い総額	3	6.1%	<b>④おとり広告</b>	<b>4</b>	<b>8.2%</b>
割賦・リース	2	4.1%	<b>⑤下取・買取関係</b>	<b>2</b>	<b>4.1%</b>
その他（価格）	1	2.0%	<b>⑥税金・諸費用</b>	<b>2</b>	<b>4.1%</b>
<b>②必要表示事項</b>	<b>17</b>	<b>34.7%</b>	諸費用	2	4.1%
車名・仕様区分	2	4.1%	<b>⑦抽象的な問合せ</b>	<b>11</b>	<b>22.4%</b>
走行距離数	2	4.1%	広告表現の可否	7	14.3%
保証の有無	3	6.1%	企画の可否	1	2.0%
整備実施状況	3	6.1%	抽象的な問合せ	3	6.1%
			<b>合計</b>	<b>49</b>	<b>100.0%</b>

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
抽象的な問合せ	1	100.0%	<b>合計</b>	<b>1</b>	<b>100.0%</b>

【表示関係】 主な問い合わせの内訳



広告表示に関するよくあるお問い合わせにつきましては、[こちら](#)をご覧ください。

〔通常の在庫車を広告掲載する際、おとり広告とならないための留意点〕について

Q. 中古車フェアの広告を出す予定です。B4サイズのチラシ両面に約50台の在庫車を掲載しますが、広告作成時点では掲載する全ての車両を展示販売しているものの、広告が配布された時点では売約済となっている可能性があります。そのため、「おとり広告」とならないよう、広告の下部に5ポイントの大きさで、「●月●日時点の在庫車のため、売約済となっている可能性があります。最新の状況はお電話にてお問い合わせください」との付記説明を表示していますが、特に留意点等はありませんか。

【問題となる広告表示の例】

	<p><b>ハンソウ 1.5S</b> <b>150.8 万円</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■初度登録：2019年</li> <li>■検 2022年3月</li> <li>■走行距離：3.1万km</li> <li>■ボディカラー：ブルー</li> <li>■修復歴なし</li> </ul>		<p><b>コートリ 1.5M</b> <b>69.9 万円</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■初度登録：2017年</li> <li>■検 2022年12月</li> <li>■走行距離：0.6万km</li> <li>■ボディカラー：レッド</li> <li>■修復歴なし</li> </ul>
<p>公取モータース 千代田店 東京都千代田区●●町 1-11-30 電話：03-XXXX-XXXX</p>			
<p>※価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。※広告掲載車は●月●日時点の在庫車のため、売約済となっている可能性があります。最新の在庫情報についてはお電話でお問い合わせください。</p>			

【問題点】「広告掲載車は●月●日時点の在庫車のため、売約済となっている可能性がある」旨の表示が明瞭に表示されていない

A. 「広告掲載車は●月●日時点の在庫車のため、売約済となっている可能性がある」旨の表示は、その趣旨が消費者に明確に伝わるよう、例えば広告の上部等、目立つ箇所に、B4サイズ以上の広告であれば、12ポイント以上の文字の大きさで表示する等、明瞭に表示する※ことが必要です。

- ※「明瞭に表示する」とは、以下のような方法を用いるなどして表示することをいいます。
- ①表示箇所 ⇒ 広告の上部等目立つ箇所に表示
  - ②文字の大きさ ⇒ 広告がB4サイズ以上の場合、12ポイント以上の大きさで表示
  - ③見やすさ ⇒ 文字間、行間の余白を確保、背景色とは対照的な文字色で表示
  - ④その他 ⇒ 「フェア限定」、「●月●日限り」等、広告掲載車がフェア対象車であるかのように誤解される表示は行わない

【正しい広告表示の一例】

<p><b>夏の中古車フェア 開催中！！</b></p>		<p>※広告掲載車は●月●日時点の在庫車のため、売約済となっている可能性があります。最新の在庫情報についてはお電話でお問い合わせください。</p>
	<p><b>ハンソウ 1.5S</b> <b>150.8 万円</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■初度登録：2019年</li> <li>■検 2022年3月</li> <li>■走行距離：3.1万km</li> <li>■ボディカラー：ブルー</li> <li>■修復歴なし</li> </ul>	
<p>●価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、おりません。 公取モータース 千代田店 東京都千代田区●●町 1-11-30 電話：03-XXXX-XXXX</p>		<p>【表示のポイント】 広告の上部等目立つ箇所に、12ポイント以上の大きさで表示</p>